

03 表見代理

答案構成ノート

1 問題提起

B による本件売買契約の締結は無権代理だが表見代理（110 条）は成立するか

2 表見代理（110 条）の成否

(1) 要件

①基本代理権、②正当な理由による信頼

(2) ①について

①基本代理権＝何らかの法律行為をすることについての代理権

甲のクリーニングを業者に注文するための代理権は該当する

(3) ②について

②正当な理由による信頼＝善意・無過失

・善意

・ C は本件売買契約の時点で本件売買契約に係る B の代理権の存在を信頼

・無過失（「正当な理由」）

・代理権の存在を証明するものである委任状の使用

・本件委任状に不審な点なし

・ B による甲の所持

(4) 表見代理の成否

表見代理（110 条）は成立する

3 結論

C は甲の所有権を取得する

答案例

1 問題提起

本問では、B が、A のためにする旨の顕名をしたうえで、C との間で本件売買契約についての申込みと承諾の意思表示をするという代理行為を行っている。しかし、本件売買契約の締結について B は代理権を有していなかったことから、このような B の代理行為は無権代理行為となる。そのため、本件売買契約の効力は A に帰属しないのが原則となる（民法 113 条 1 項）。

しかし、本問では、B が甲のクリーニングを業者に注文するための代理権を有していたことから、権限外の行為の表見代理（民法 110 条）が成立することで、本件売買契約の効力が A に帰属し、C が甲の所有権を取得する可能性がある。

2 表見代理（民法 110 条）の成否

そこで、本件売買契約について権限外の行為の表見代理（民法 110 条）が成立するかを検討する。

(1) 要件

権限外の行為の表見代理が成立するためには、①無権代理人の基本代理権を有しており、②相手方が正当な理由による信頼を有していたことが必要となる（民法 110 条）。

(2) ①について

①の基本代理権とは、何らかの法律行為をすることについての代理権を意味する。

本問では、A が B に対して甲のクリーニングを業者に注文するための代理権を与えていたところ、甲のクリーニングを業者に注文することは法律行為（民法 632 条）に該当するため、B は基本代理権を有していたといえる。

よって、①の要件は満たされる。

(3) ②について

②の正当な理由による信頼があったというためには、②-1 無権代理人が無権代理行為について代理権を有することを相手方が無権代理行為の時点で信頼しており（善意）、②-2 このように信頼することにつき「正当な理由」があったこと（無過失）が必要となる。

このうち、②-1 については、本問では、B が本件売買契約について代理権を有することを C が本件売買契約締結の時点で信頼していたことから、C は善意であったといえる。

また、②-2 については、本問では、B が委任事項欄に「甲の売却」と記入した本

件委任状を使用して本件売買契約を締結しているところ、C にとっては、このような本件委任状は、B が本件売買契約について代理権を有することを示すものといえる。そして、本件委任状には不審な点がなかった。さらに、本件売買契約の目的物であり貴重品でもある甲を B が所持していたことも、C にとって、B が本件売買契約についての代理権を有することを信じさせる事情といえる。以上のことから、C の無過失が認められる。

よって、②の要件も満たされる。

(4) 表見代理の成否

以上のとおり、いずれの要件も満たされるため、本件売買契約については、権限外の行為の表見代理（民法 110 条）が成立する。

3 結論

したがって、本件売買契約の効力が A に帰属することになるため（民法 110 条・109 条 1 項本文）、C は本件売買契約の売主となる A から甲の所有権を取得する。